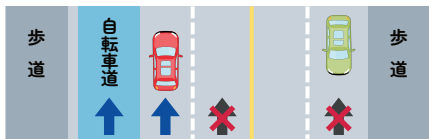


改正道路交通法の規定により新たに定義された

特定小型原動機付自転車とは？

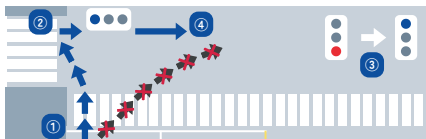
主な交通ルール

車道の左側を走行しよう！



原則、車道を通行しなければなりません（自転車道通行可）また、**道路左側端を通行**し、右側を通行してはいけません。

必ず二段階右折をしよう！



どのような交差点でも、「**二段階右折**」をしなければなりません。また、後方確認とウィンカーでの合図が必要です。

信号・標識に従おう！



信号機や一時停止等の道路標識に従わなければなりません。補助標識が設置されている場合は、「**軽車両**」「**自転車**」に**特定小型原動機付自転車**は含まれます。

その他のルール



16歳未満の者
運転禁止



飲酒運転の
禁止



スマートフォン等での
通話や画面を注視
しながらの運転禁止



二人乗りの
禁止



自賠責保険(共済)への
加入義務



乗車時
ヘルメットの着用
(努力義務)

保安基準



※性能等確認済シール等がつけられているものは
保安基準に適合しています。

「特例」特定小型 原動機付自転車とは？

特定小型原動機付自転車の中でも下記①、②要件を満たす電動キックボード等は「特例特定小型原動機付自転車」といい、道路標識等により歩道を走行することが可能です。ただし歩道を通行するときは、歩行者が優先です。



①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を**点滅**させていること



②歩道通行中、車体の構造上、**6Km/hを超える速度を出すことができないものであること**

株式会社ストリーモ

<https://striemo.com>

製品についてはHPにてご紹介しています

＼各種SNSにて情報発信中!!／

ストリーモ



「特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について」(警視庁)を参考に作成しています。